

平成26年度 第1回 堺市障害者自立支援協議会

議事概要

日時	平成26年5月30日(金) 午後1時30分～4時30分
場所	堺市役所 地下1階 多目的室
出席者	三田、黒木、藤原、中島、林、澤田、松林、小林、西、柴田、光齋、宮前、 (敬称略) 桐山、永井、新野邊、阪口、増田、前田、白石、丸野、吉村、奥田、京井、 福井、屋良、高田、永吉
欠席者	柏木、所、長尾
代理出席	河野【代理：藤原】、神原【代理：富田】
事務局(障害施策推進課)	森、渡辺、杉本
事務局補助(総合相談情報センター)	上田、小出
傍聴者	1名

1. 協議会全般について

I 新任委員の自己紹介及び役員を選出 **資料1**

- ・今年度から任期が開始されるため全委員が自己紹介された。
- ・今期の役員について、会長には三田委員、副会長には吉村委員が選出された。

II 要領の改正について **資料2**

- ・傍聴後に会議資料回収せず、持ち帰り可能とする「会議公開に関する基準及び傍聴要領」の改正を平成26年2月28日開催の堺市障害者自立支援協議会で承認されたが、平成26年3月1日から施行され、運用している旨の報告が事務局からあった。

2. 区協議会及び部会等の活動報告、本年度の取り組みについて

I 区協議会 **資料3**

- ・(各区協議会から資料に沿って報告)

【意見・情報交換】

- ・堺区が、昨年度作成した『障害児相談で使える「とらの巻」』を関係機関に配布している。目を通して頂き、他区でも課題は同じなので、活用して貰えればと思います。
- ・南区から依頼した「福祉のしおり」を各学校に送付する件は完了されたのか？
⇒【事務局から】平成26年3月に全小中学校に送付済み。今年度も同様に送付予定。
- ・西区の本会議と運営会議の位置づけの違いは？
⇒【西区から】参加メンバーが異なる。本会議は「全委員参加会議」で、運営会議は「専門機関に、必要な時に参加してもらう会議」です。

- ・美原区の地域部会と全体会の違いは？
⇒【美原区から】地域部会は「地域の関係機関」で、全体会は「地域の関係機関+専門機関（障更相など）」で、構成されている。
- ・東区の防災意識を高めるための避難体験の具体的な内容について教えて欲しい。
⇒【東区から】東区内の事業所で行う予定だが、今のところ場所は決まっていない。今後、場所の調整・内容を決めていく。
- ・防災の避難訓練について、今は区のレベルだが、いずれ市で出来るように連携などを考えているのでしょうか？
⇒【東区から】今までは、神戸市への見学だけだったが、今回は、まず障害者の方に避難体験をして貰って、マニュアル等を作成して、いずれ市へ投げかけ、全体の問題として行きたいと思っている。
- ・けむり体験は続けるのですか？障害の方もするのですか？
⇒【東区から】以前開催した時は、障害の方にも体験して貰いましたが、今年は、けむり体験自体を行いません。（けむり体験とは、一昨年、東区役所庁舎外を借りて、密閉型のテントを設営し、その中に有害ではない煙を炊いて、ほとんど前が見えない状態で障害物がある中を入口から出口まで抜けるもので、障害のある方、一般の方に体験して貰った。）
- ・専門機関から区協議会への参加の在り方について、意見を貰っている。現在は、各区の判断で出席して貰う会議を決めているが、次回以降の市協議会で話していければと思っている。

II 障害当事者部会 資料 4

- ・(前田部会長から資料に沿って報告)
- ・「投票所のあり方」について、選挙管理委員会から障害当事者部会の意見を求められたため、5月28日に意見交換を行った。予め決められた行政の方しか投票用紙に代理記載することが出来ないなど、代理選挙制度で知らないこともあった。投票の秘密を守ること、郵便投票は身体障害者の一部の方しか認められていないことなど、堺市の問題ではなく、国の法律の問題であるため変更するのは難しいようだ。9月に再度、選挙管理委員会の方と話しあう機会があるので、その前に、障害当事者部会で意見を集約する予定です。
- ・第4次堺市障害者長期計画の「わかりやすい版」について、意見交換する予定です。
- ・1月28日に当事者交流会を開催予定です。

【意見・情報交換】

- ・指定相談支援事業所が少なく、支援計画を立てないといけないのに、全然出来ない状態です。どうしていけば良いのか。サービスが受けられないということになるのではないかな。
- ・神戸市の自立支援協議会に講師派遣されているが、どんな話をされたのですか？
⇒研修会には100名ほど来られていた。部会に入った経緯、どんな部会にしたいかを話した。今後、神戸市で当事者部会が出来れば、交流を持ちたいという話を

した。

Ⅲ 地域生活支援部会 **資料5**

- ・(吉村副会長から資料に沿って報告)
- ・昨年度については、資料「平成25年度まとめ」のとおり。

【意見・情報交換】

- ・介護保険の申請は90日前とあるが、障害福祉サービスを使っている人はどうなるのか？両方使っている人は？
⇒【吉村副会長から】障害福祉サービスを使っている人は、65才になったら介護保険のサービスを使って頂くことになっている。今までは、2か月前に案内を送付していたが、今度からは3か月前に案内を送ります。その後、相談に繋がり、介護サービスをスムーズに移行してくれれば。両方使っている人もいるが、個人の状況によって変わるので、ここで説明は難しい。今までと同じように、私(利用者)の事を分かってくれる人が来てくれるのかなあっと心配でもあるので、そういうことも含めて分かりやすい情報・手続きが必要である。当事者部会でも一緒に考えて行けたらと思います。
- ・高齢福祉と障害福祉とで重なる部分があると思うので、地域を支える形を協同しながら、一緒に作ることを探っていくことも大事だと思う。

Ⅳ 事務局

① 後援名義の許可状 **資料6**

- ・(事務局から資料に沿って報告)

② 視察の受入状況 **資料7**

- ・(事務局から資料に沿って報告)

3. 市協議会の本年度の取り組みについて

I 課題の整理について **資料8**

- ・(吉村副会長から資料に沿って報告)
- ・(No.7) 指定相談の課題については、昨年度、地域生活支援部会で検討した。今後の堺市の考えを聞かせて貰い、引き続き堺市の相談支援の在り方を検討される状況が出来たらと思っている。
- ・(No.8) 放課後等デイサービスなどの児童サービスや就労継続支援A型を含む日中活動の事業所のサービスの現状把握ができていない。西区で放課後等デイサービスの会議があるので、その話を聞きながら、今後の課題として検討していければと思っている。
- ・(No.9) 地域移行体制整備事業については、基幹相談支援センターで引き続き取り組みをしているが、この取り組みを含めて現状どうなっているのか、協議会として共有できたらと思っている。

- ・(No.11) 前回の市協議会で「児童養護施設からの移行時の課題」を委員である泉北高等支援学校から話を頂いたので、一つのテーマとしてどうかと挙げさせて貰っている。
- ・(No.12) 発達障害者支援については、今年度から阪南病院が発達障害者支援センターをされるので、この協議会の中でも改めて課題検討など出来るではと思っている。
- ・(No.13) 高齢者支援については、昨年度、地域生活支援部会で取り上げたテーマで、基幹型包括支援センターと障害者基幹相談支援センターとで事例共有を積み重ねていく中で、新たな課題があれば、またこの場に挙げさせて頂きたいと思っている。
- ・(No.15) 金銭管理については、昨年度、地域生活支援部会で取り上げたテーマで、今後、権利擁護サポートセンターと連携すること、市社協にて日常生活自立生活支援事業支援員の養成を強化していくこととなった。
- ・(No.16、17) もともと1つの枠に書かれていたものを、「一般病院における障害者の受け入れ」と「難病患者の支援」の2つに分けて頂いた。

【意見・情報交換】

- ・(No.8) の課題「社会資源の整備 5 (サービスの質の担保)」について「区」・「障害者就業・生活支援センター」等で把握していることがあれば教えて欲しい。
 - ⇒【堺区から】・放課後等デイサービスについて…1週間のうち2件ほどのペースで新しく始めたところがある。例えば、東京のデザイン系の株式会社堺市で新しく事業を始めるなど。とにかく数が多いので、どこが、どのような特色を持って、どんな方が利用しているのか掴めなくなっている印象です。
 - ・就労継続支援 A 型について…直接的な相談というのはなく、利用者がハローワークに行き、就労継続支援 A 型の募集を見て、事業所と話をされ、利用するようになったら地域福祉課に申請に来る。関与している機関がないので、その後、どのようにして行くのか分からないので、気になる。
 - ⇒【西区から】・放課後等デイサービス事業者の集まりを昨年2回開催。質の高い事業所が情報提供をしてくれるので、新しく立ち上げた所への勉強となっている。実習の声があったので、そのような機会を設けさせてもらった。
 - ⇒【障害者就業・生活支援センターから】・把握している就労継続支援 A 型は、堺市内で6か所（株式会社が大半）です。本来、就労継続支援 A 型は、福祉サービス事業の就労の訓練の場であり、すぐに一般企業への就労が難しい方に対し、雇用契約（最低賃金法、労働基準法）が発生するが、あくまで訓練で、利用期間の定めはない。次の一般企業へと繋げていくという中間施設的な役割を持っている。A 型から B 型へ移行させるなど、本来の事業趣旨と異なる部分でやっているところもあると聞いている。
 - ・障害者就業・生活支援センターのスタンスは、あくまでも雇用なので、私どもが関わるのは定着支援からです。しかし、A 型なので、福祉サービス事業には、どこまで関与・連携できるのか、国自身も示していないので関わりにくいのが現状です。
- (ちなみに、就労継続支援 B 型とは、一般企業就労では難しい方に対して、雇用

契約は発生せず、作業を通しながら訓練して就労の準備をしていく。利用期間の定めはない。)

- ・株式会社・接骨院等が、新しく立ち上げることについては、問題は無いが、どんな目的で、どんな状況で、利用者がどんな作業をしているのか、ということが見えてこない。現状把握した方が良いと思うので、各々で何か分かれば報告をお願いしたい。
- ・放課後等デイサービスについて、個別支援から出た課題についてはフォローできるが、指定管理している市では、事業の実態について、どう捉えているのか？また、どの課に情報を挙げていけば良いのか？
⇒【子ども家庭課から】・放課後等デイサービス事業所は、5月1日現在で、堺市内に58箇所あり、日々増えている。何か問題があり保護者から連絡のあった場合は、現地に確認や指導に行っている。放課後等デイサービス全体の支援の質を上げていくことが課題であるので、研修等を行っていきたいと思っている。障害児通所支援事業所内での虐待事案があった場合は、「障害施策推進課」が連絡先になるが、何か情報を得られたときは、当課まで一報いただきたい。
- ・放課後等デイサービスの全事業所に、連絡会の登録をして貰っていて、スタッフ対象の研修をしているが、支援の質の差が激しい。どんどん数が増えるので掴みきれない。大きな連絡会では難しい。各区単位でやっていく方が良いのかも知れないが、区でも難しい。まず、問題のある事業所は、研修に出てこない。
⇒連絡会でためこむことなく、問題があれば子ども家庭課に連絡してほしい。
- ・時間外のルールが無く、内容はともかく、保護者のニーズに沿ったことをやれば、利用者が増えていく現状。
- ・保護者が事業所に対し、「どのような療育をしているか」、「質の良い支援をしてくれているのか」を思って預ける事業所を決めてくれると一番良いのだが、日々の生活がしんどい中で、「預かってくれたらいい」というような意識が強い気がする。儲かるという視点で事業所が増えてきている部分がある。今後、増加数は鈍化して、ポリシーがある良いところが残り、商売でしているところは淘汰されていくのではないかと。我々は、そこに至るまでに出来ることを行い、可能な限り連携させて頂いて、研修、指導を行っていきたい。
- ・児童は、放課後等デイサービスで夕方遅くまで預かってくれるが、「作業所が終わった利用者を送迎して、預かってくれる所がないのか」と保護者からよく聞かれる。
- ・支給決定を含めて放課後等デイサービスをしっかり考えて直す必要がある。子どものパニック症状・対応について、保護者が把握せず「事業所に聞いてください」というような保護者が出てきている。これをどう捉えていくのか。成人した時に非常に困ると危惧している。基幹相談支援センターは、児童の関係機関と、もっと連携し情報共有をしたい。
- ・連携が取れていないならば、連携して行かなければいけない。預ける親が悪者になるのは違うと思う。他に相談する人が居ないとかで、我儘をきいてくれる事業所だったら多少は目を瞑ろうという状況もあるように思う。情報共有がとても大事だと

思う。

- ・(No.6)の課題「社会資源の整備3(触法等対応)」について、ここでいう「触法」とは、「刑務所等から出所した人」、「刑務所等には入らなかったが、警察に捕まった人」や、「悪いことをしたから警察に捕まった人」という人もいるが、「何の支援もなく、生活が大変で罪を犯してしまった人」も含まれる。「地域に帰る場所がない人」をどう支援していくかということ。

⇒・次回の6月6日の地域生活支援部会は、触法障害者を取り巻く状況についての情報交換程度になる。具体的なこれからの支援の仕組みについては、もう一回くらい話す必要あるだろう。皆さんの中で、身近な情報・資料があれば、お持ちください。

- ・「触法及び地域移行について」が一つの柱である。年間を通して一つのテーマにするのか、もう一つのテーマを設定するのかを地域生活支援部会で決めることとする。

- ・「児」から「者」になると就労の場の確保が重要になってくる。「自立支援センターともに一しょうりんじ」が、触法の方を対象に就労訓練を始められて全国的な組織を作り始めていると聞いている。就労の情報が欲しい。生活支援の情報も連携していければ。

- ・(No.7)の課題「社会資源の整備4(指定相談について)」について、行方を教えて欲しい。

⇒・下記の2点は動いている。

①今年度は、大阪府相談支援従事者初任者研修会を3回、受講者計1000名を予定している。

②昨年度と同様に、初任者研修を終えた相談員への実務者研修の実施。

⇒・計画相談は、相談支援の骨幹であると思っている。研修などで質の向上等を、総合相談情報センターと共に考えていければと思っている。

- ・3年経過した後の基幹相談支援センターの役割は何なのか等、広い意味の相談支援の話に広がって欲しい。今は出来るところから始めている。どのような場になるかどうかは分からないのだが。

- ・計画相談の支給決定の所管課としては、障害者支援課も関わってくる。

- ・計画案を平成27年3月までに全員につけるということになっているが、平成26年4月～7月に誕生日の方について、現在、計画相談を付けないまま支給決定を下しているのか？

⇒計画相談を全てに付けているとは、聞いていない。

- ・サービスの変更が無ければ、「更新の時でない」と計画相談を付けられないと言われていた。指定特定相談支援事業所の数も足りないのだが、足りない中で、この利用者は優先だと思っても「誕生日ではないから」と市が言っている状況を、市はどう思われているのか、市の方針を教えて欲しい。その利用者が今年中に計画が付かな

くても良いと思っているのか。

⇒・現在、関係各課と検討しています。

- ・基幹相談支援センターとしても、計画相談への移行をどう進めていくのか十分議論されていないし、行政も、どういった方を優先して決定していかなければいけないのか決まってないし、そういったことを含めて、今年度は、話を詰めて行かなければいけないと思っています。
- ・昨年度の部会の中で、取扱いされた指定相談の件については、随時、動向を協議会の中で報告をしていきたい。

- ・地域生活支援部会の案件内容が多岐に渡っているので、地域生活支援部会の委員以外にも出席して頂きたいと思っている。
- ・課題整理については、引き続き生活支援部会で議論をして、今年度は成果を上げて行きたいと思っています。

- ・(No.1)の課題「地域ネットワークの構築」に関連して、雪でヘルパーステーションから車が動けなかった日に、3、4時間かけて利用者宅まで歩いて行ったことがあった。地域と密着していたら、隣の民生委員の方にご飯でも運んで貰っていたのに、という反省があった。連携がされていなかった。利用者も不安を抱えていた。民生委員・自治会と連携をしていかないといけないと思った。

II 本年度の体制について **資料9**

- ・(事務局から資料に沿って報告) 昨年度からの変更点は、「研修の一元化」に伴い「研修担当」は廃止となった。その他の部分については昨年度と同じ体制で進めていく予定。

III 年間の会議スケジュールについて **資料10**

- ・(事務局から資料に沿って報告)

4. その他(情報交換等)

- ・平成27年3月までに、障害福祉サービスの利用決定には、計画相談を付けることと、国は進めています。大阪府の達成率は全国でワースト3くらい。岸和田市は半数以上だが、堺市は16.9%程度と出遅れている。保護者は、「計画を立ててください」と言ってくる。生活が安定していて、今は作業所しか使っていない方が、プランを立てる緊急性があるのか。声の大きな人の計画作成契約をしている実態もあるかもしれないが、そうではあってはならないと思う。色んな分野の問題は、計画相談支援が要になってくると思いますので、市の方からも状況の報告して貰って、良い方策が早くに提示して貰えば、私たちも、障害がある方も安心できると思います。
- ・利用者の声を聞きながら、良い計画を作成して、利用者「頑張ろう！」と思って

貰えるような相談支援体制の構築、見直しが必要だと思う。地域生活支援部会や市協議会で、やらなければいけないと思っています。